

江戸川区販路拡大支援事業 Q & A

< 申請 >

Q 1 本助成事業の対象者はどのような事業者ですか。

A 1 本助成事業は、区内に本社を有する中小製造業事業者(注1)で、ホームページの作成又は改修、新製品等のカタログ作成、展示会等への出展など、受発注の拡大を目的とした事業を行う事業者を対象としています。なお、展示会等への出展を行う事業者については、業種を製造業に限定していません。

(注1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者で、日本標準産業分類に定める「製造業」を主たる事業として営むもの。

Q 2 何回でも申請できますか。

A 2 本助成事業は、同一年度内での申請を1回までとし、最大3回までとさせていただきます。なお、ホームページの作成・改修事業の利用は1回に限ります。

< 対象事業・経費 >

Q 3 自社でホームページやカタログを作成する場合は、助成対象になりますか。

A 3 本助成事業は、受発注の拡大を目的としており、外注によりホームページやカタログを作成する場合に限定させていただきます。

Q 4 どのような展示会でも助成の対象になりますか。

A 4 今までに出展したことのある展示会等への出展は助成対象とならない他、次に掲げる展示会等についても、助成対象外とさせていただきます。

- (1) 産業ときめきフェア in EDOGAWA
- (2) 販売が主目的の展示会等
- (3) 現に開催中又は終了している展示会等

Q 5 消費税は対象になりますか

A 5 消費税を含む間接経費(振込手数料、通信費、光熱費等)は対象外となります。

Q 6 助成事業の途中で助成対象経費となる出展料が減額された場合であっても、展示会申込当初の出展料が助成対象経費になりますか。

A 6 出展料として自己負担された金額を助成対象経費とさせていただきます。
(例) 申込当初 100,000 円であった出展料が 60,000 円に減額された場合、減額後の 60,000 円を助成対象経費とし、助成額は 30,000 円(補助率 2 分の 1)となります。

< その他 >

Q 6 本助成事業は、どのような目的で実施するのですか。

A 6 本助成事業は、区内の中小企業者が、受発注の拡大を目的とした事業を行うに当たり、必要な経費の一部を江戸川区販路拡大支援事業助成金として交付することにより、区内産業及びその製品、技術力等の普及促進及び販路拡大を図り、もって地域経済の活性化を推進することを目的としています。

Q 7 ホームページやカタログの作成は、どこに依頼すれば良いですか。

A 7 本助成事業が区内産業の活性化に繋がることを期待し、区内のホームページ作成代行、印刷業者等に請け負っていただきと考えております。つきましては、外注先、調達先は区内事業者の活用を検討していただきたく、区内事業者から最低 1 件の見積書のご提出をお願いします。ただし、区内事業者が請負事業者となることが、本助成事業の要件としているわけではありません。

Q 8 助成対象事業が完了しないと助成金は交付されませんか。

A 8 本助成金の交付には、助成対象事業が助成対象期間内(3月31日まで)に完了し、同期間内に実績報告書をご提出いただくことが必要です。

(平成 30 年 4 月 1 日)